

# 規 則

「千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第3号

千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年千曲市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職種別基準表

ア 行政職給料表職種別基準表（一）

職種	基礎号俸		上限	
	職務の級	号俸	職務の級	号俸
事務補佐員（定型的又は補助的な業務を行う職）、駅管理補助員、分室事務員、市民プール受付員	1	1	1	1
一般事務補助員、司書補助員、学校事務員、学校図書館司書、人権ふれあいセンター指導員、特別支援教育支援員	1	3	1	7
市民プール監視員	1	24	1	24
徴収専門員	1	6	1	10
手話通訳者、児童クラブ指導員	1	8	1	12
地域おこし協力隊員	2	27	2	31
人権ふれあいセンター所長、再雇用行政職員、営農支援員、大池自然の家所長、社会教育指導員、図書館長、体育施設の長、総合教育センター所長、総合教育センター次長、学校教育支援相談員、専門主事、歴史文化財センター施設長、古文書整理	1	12	1	16

員、文化財専門員、人権教育指導員、社会教育指導員				
母子・父子自立支援員、家庭相談員、子育て支援相談員、ファミリーサポート事業事務員、栄養士、歯科衛生士、レセプト点検員、情報教育技術支援員、図書館司書、介護認定調査員、しなの鉄道駅員	1	15	1	19
クラス担任保育士	1	24	1	28
保育士（加配保育士、代替保育士、その他クラス担任を持たない者）	1	17	1	21
長時間保育士（クラス担任を持たず、市長が別に定める時間に勤務する者）	1	43	1	47
公民館長	1	16	1	20
適応指導員、就労支援員、学習支援員、消費生活相談員	1	18	1	22
看護師	1	27	1	31
保育園及び小中学校等で医療的ケアを行う看護師	2	10	2	14
保健師、介護支援専門員、社会福祉士、管理栄養士、指導主事	1	34	1	38
非常勤講師	1	73	1	77
部活動指導員	2	42	2	42
外国語指導助手A	2	4	2	8
外国語指導助手B	2	74	2	78
外国語指導助手C	2	107	2	111
外国語指導助手D	2	121	2	121

地域林政アドバイザー、産業支援コーディネーター、技術アドバイザー	2	22	2	26
集落支援員、農業専門支援員	2	30	2	34
特別技術アドバイザー	2	43	2	47
教育相談員	2	84	2	88

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

イ 行政職給料表職種別基準表（二）

職種	基礎号俸		上限	
	職務の級	号俸	職務の級	号俸
給食補佐員	1	16	1	20
労務作業員、図書館運転手	1	17	1	21
主任調理員、センター調理員	1	20	1	24

備考 この表は、技能労務職のフルタイム会計年度任用職員に適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。